
令和元年 第2回 宇美町議会臨時会会議録 (第1日)

令和元年10月11日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 町長の提案総括説明
 - 日程第4 議案第42号 宇美町町民憲章審議会条例について
 - 日程第5 議案第43号 平成31年度宇美町一般会計補正予算 (第3号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 町長の提案総括説明
 - 日程第4 議案第42号 宇美町町民憲章審議会条例について
 - 日程第5 議案第43号 平成31年度宇美町一般会計補正予算 (第3号)
-

出席議員 (13名)

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
7番 時任 裕史	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員 (1名)

8番 黒川 悟

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長兼福祉課長	…	佐伯 剛美
政策経営課長	……………	工藤 正人	財産活用課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	藤井 則昭	住民課長	……………	八島 勝行
健康づくり課長	……………	飯西 美咲	子育て支援課長	……………	安川 禎幸
環境課長	……………	太田 一男	農林振興課長	……………	瓦田 浩一
建設・都市計画課長	…	藤木 浩一	上下水道課長	……………	藤木 義和
学校教育課長	……………	原田 和幸	社会教育課長	……………	安川 忠行
町制施行100周年事業推進事務局長	……………				安川 茂伸

10時00分開会

○**議会事務局長（川畑廣典君）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程をお配りしておりますので御確認を願います。

○**議長（古賀ひろ子君）** 改めまして、おはようございます。ただいまから、令和元年第2回宇美町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

欠席届が、8番、黒川議員から出ておりますので、御報告いたします。また、本臨時会の採決について、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において7番、時任議員及び9番、脇田議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本臨時会の会期は10月11日、本日限りとすることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日10月11日、1日間とすることで決定いたしました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、町長の提案総括説明についてを議題といたします。

町長より本臨時会に提案されました案件は、条例案1件、予算案1件の計2件であります。

町長の提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに御多忙の中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本臨時会に提案しております議案は、条例案件1件、予算案件1件の計2件でございます。

まず、議案第42号の宇美町町民憲章審議会条例につきましては、平成30年12月議会定例会におきまして、議員提案による「町民憲章の制定に向けての決議」がなされ、これを受けまして、町制施行100周年を迎える、令和2年10月20日までに、宇美町町民憲章を制定するため、学識経験者等を含めた審議会を設置することについて、所要の規定を整備するものでございます。

議案第43号の平成31年度宇美町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ7,248万1,000円を追加し、予算総額を125億6,351万3,000円とするものでございます。

歳出は、機構改革に伴う庁舎改修工事費、電算システム改修費、備品購入費及び消防・防災設備の移設工事費などの増額が主なもので、財政調整基金の取り崩し、本補正予算の財源としております。また、債務負担行為の補正をあわせて提案しておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、提案総括を終わりますが、議案が議題となりましたときには、担当者から詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、町長の提案総括説明を終結します。

日程第4. 議案第42号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第42号 宇美町町民憲章審議会条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 改めまして、おはようございます。

それでは、総務課のほうから説明をさせていただきます。

議案第42号 宇美町町民憲章審議会条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案の理由でございますが、町民憲章の策定のため、宇美町町民憲章審議会の設置について、所要の規定を整備する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、ページをおめくりください。

この宇美町町民憲章審議会条例につきましては、町長の統括説明の中でもありましたが、12月の本議会の中で議員提案がなされ、今回、この町民憲章を策定するに当たり、この条例を制定するものでございます。もちろん、新規の制定になりますので、説明につきましては、この条例案をもって説明とさせていただきます。

まず、第1条、設置でございます。設置につきましては、町民憲章を制定するに当たり必要な調査及び審議を行うため、この審議会を設置するものでございます。

第2条、所掌事務でございます。審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査及び審議を行い、その結果を町長に答申するものでございます。

具体的には、その下に1号、2号、書かれておりますが、まず、1つとして、町民憲章の原案に関する事項、2つ目としては、前号に掲げるもののほか、町民憲章の制定に関し必要な事項ということで、これにかかわる事項をこの審議会の中で揉んでいただきたいと思いますところがございます。

次に、第3条、組織でございます。審議会は20人以内の委員で組織いたします。

第2項では、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱を行います。

第1号から第4号まででございますが、第1号は学識経験者を有する者、第2号は町議会の議員、第3号は公共的団体等の会長または役員、第4号では、その他町長が必要と認める者という形にしております。

第3項につきましては、委員の任期でございますが、委嘱の日から前条に規定する所掌事務が終了するまでの日という形で掲げさせていただいております。

第4条、会長及び副会長でございます。審議会に会長、副会長をそれぞれ1名置くという規定を定めさせていただいております。

第5条、会議でございます。審議会の会議は会長が招集し、会長がその会議の議長となるという内容でございます。そのほか、第2項から第4項までありますが、基本的に会議の進め方等々について規定させていただいております。

第6条では、部会でございます。審議会に、専門的事項について調査審議をするために部会を置くことができるという規定を定めております。

第7条では、庶務でございます。庶務につきましては、総務課において処理をするものでございます。

ページをおめくりください。2ページになります。

第8条では、委任でございます。この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定めるものでございます。

最後に附則でございます。

附則第1項では、施行期日でございます。この条例は、交布の日から施行するものでございます。

第2項につきましては、経過措置でございます。施行後、最初に開催される会議につきましては、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集するという形になるものでございます。

最後に、この条例の失効でございますが、第3項では、この条例は、令和2年12月31日限り、この効力を失うという形で、失効をもう最初に決める条例であるというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 宇美町町民憲章審議会条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第43号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第43号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） 失礼します。

それでは、議案第43号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成31年度宇美町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ7,248万1,000円を追加いたしまして、予算総額を125億6,351万3,000円とするものでございます。また、第2条で、債務負担行為の補正をあわせて提案いたしております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。16ページ、17ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、庁舎維持管理費では、機構改革の実施に伴う経費といたしまして、引越業務委託料を218万2,000円、庁舎の内部改修、電気改修及び電話機配線替工事——電話設備配線替工事、この3つで合計4,888万8,000円を計上いたしております。

次の庁舎共通常務備品管理費におきましては、同じく機構改革の実施に伴うコピー機移設関連手数料を2万2,000円、電話交換機リース料を4万5,000円、町長室、副町長室、応接室、災害警戒本部等の備品購入費を合計で276万2,000円計上いたしております。

次の7目電子計算費、情報システム管理費では、これも機構改革に伴う基幹系情報システム及び庁内ネットワークシステムの改修業務委託料を896万1,000円、それから、パソコン機器等の廃棄業務委託料を6万6,000円計上いたしております。

次の18、19ページをお願いいたします。

9款消防費1項消防費3目消防施設費、消防施設管理費では、機構改革に伴い事務室が移転することとなりましたため、消防無線受令機の移設工事請負費を71万5,000円計上、次の4目防災対策費、防災対策事業費におきましても、J-アラート設備、福岡県防災行政情報通信ネットワーク設備、雨量計配線、これらの移設工事請負費で合計884万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入のほうは1つだけございまして、17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金7,248万1,000円の増額は、本補正予算の財源とするため、基金の取り崩しを行うものでございます。

次に、また戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。

1、追加でございますが、庁舎の外壁屋上防水改修工事でございます、期間を平成31年度

から令和2年度まで、限度額を2億119万7,000円とするものでございます。

以上で、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） 予算書の16と17ページ、議案綴のほうでいきたいと思います。2ページですね。

庁内共通事務備品管理費の276万2,000円。これ、ソファ、応接セットですね、200万円と2万3,000円の応接セットなんですけど、これ、どのような応接セットなんですか。まず説明をお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

それでは、この応接セットについて回答させていただきます。この応接セットに関しましては、今回の機構改革で町長室、それと副町長室が本館2階に上がるという形になります。今回、そのハードのほうですね、建物のほうに関しては財産活用課のほうから予算のほうを提出していただいておりますが、今回の移設に伴い昭和50年に設置していた町長室のソファ、それとテーブル、こういったものに関して副町長室もあわせてですけれども、40年を使っていた備品等について購入するものでございます。

具体の明細につきましては、町長室につきましては、ソファを8台、それとテーブルを2台考えております。副町長室につきましては、テーブルを1台、1人がけの椅子を3台、それと3人がけの椅子を1台という形で考えているものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） いや、私はどのようなソファを購入されるかと聞いているんです。その過去の経緯、今まで使った、40年使ったということは聞いておりません。

どこのメーカーのソファを買うのか、そして、町長の応接セットは幾らで副町長室の応接セットがお幾らなのか、そこを回答願います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） どのようなというのがちょっとわからないんですけども、ちょっとお伺いで申しわけございませんが、材質なのか。（「メーカー」と呼ぶ者あり）メーカーですか。はい、わかりました。

メーカーにつきましては、町長室のものにつきましてはオカムラ、今回、庁舎の改修を行う業者のほう非常に割安で納めることができるということでございましたので、オカムラで見積もりをとらせていただいております。

副町長室の分に関しては、カウディというところで、これはネット通販とかを行っている業者、かなり安く納めることができるということでございますが、ランク的にはかなり落としたもので見積もりをとらせていただいております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） では、町長の応接セットが幾らなのか、金額ですね、で、副町長の応接セットが幾らなのか、そこを回答を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 申しわけございません。漏れておりました。

町長室の分が142万900円、見積もりでございます。副町長室のものが27万479円、見積もりでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） 約143万円、そういう応接セットが必要なんでしょうか。今、財源が苦しいという中で、約150万円ですよね。それが、今、必要なか必要じゃないのか、その回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

必要か必要じゃないのかという質問ですので、必要であるということで予算計上しております。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員。

○7番（時任裕史君） ソファが必要なのは、その応接セットが必要なのはわかりますよ。その金額が妥当か妥当じゃないのか。私はネットで見ているんですけど、もっと立派なのありますよ。そこは検討できませんか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 今回の見積もりに関しては、先ほど申し上げたように、庁舎を改修するオカムラさんのカタログ等で見積もりをとらせていただいております。もちろん、これからは指名委員会に諮り、業者選定をしていくという形になりますが、これを買うという話

ではございません。あくまでも、予算計上するに当たり、このオカムラから見積もりをとった金額、それと町長室に置く応接セットでございますので、それなりのランクのもの、ただ、もちろん議員おっしゃいますように、その予算につきましては、上を目指せば、それはもう幾らでも、1,000万円でもそろえることはできると思いますが、いずれにしても今回に関しては、この200万円ぐらいの中で、今申し上げたセットで購入、その見積もりをとらせていただいたという経過でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 歳出の19ページ、工事請負費で防災対策事業費の中で、Jアラート設備移設工事請負費と雨量計配線移設工事費が計上されていますけども、これ、今、聞くところによりますと、数基を移転する、移設するということだけだと聞いていますと、移設するのに、こうやって880万円もかかるのかと。移設して、いずれにしても配線工事をしなきゃいけないんでしょうけども、こんな800万円、どう考えても、そういう費用がかかるのか、どうも納得いかないんですけども、どういうことでしょうか。回答をお願いしたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 予算書の19ページの部分で、防災対策事業費の中のJアラートの移設、それと福岡県の防災行政システム、それと雨量計という形のこの3つを計上させていただいております。今現在、この機器に関しましては、総務課のところに分散して置いているというような形になっております。

まず、福岡県の防災システムに関しましては、町長室から出てきたところの壁に引っつけている部分でございますが、これでございます。その隣にJアラートを置かせていただいております。

雨量計につきましては、今、まちづくり課の事務所の中に、もう昔から置いたままになっているという状態で、今回、この機構改革により、危機管理課を別館の2階に設置するといったところから、この移設費用についての見積もりをとらせていただいております。

ちなみに、このそれぞれの機器に関しましては、管轄が違っております。まず、Jアラートは国からの施設、それと県防災につきましては福岡県のシステム、それと、雨量計につきましては気象庁のほうからのものがございます。

いずれにしても、この設置の移動等々に関しては、それぞれの設置者のほうにお伺いを立て、その設置を行っているそれぞれの所属のほうから設置をお願いするという形になりますので、町のほうで費用負担をし移設をお願いするというものになるわけでございます。

いずれにしても、非常に高額になっておりますが、設置のそれぞれのした時期が違います。福岡県防災につきましては、平成11年に整備をし、かれこれ20年でございますが、その間、あの位置からは動かしておりません。というのは、大きな機構改革がなかったというのが1つで

ございます。

Jアラートにつきましては、平成22年、国のほうからミサイルの問題とか、いろんな問題が出てまいりました。そういったところから設置がされたものでございますが、これも、そのときに、その位置に設置をしたというものでございます。

雨量計につきましては、先ほど申し上げたとおり、もともと建設課が1階、別館の中にあっただけでございますが、建設課が当時所掌しておりましたので、そのときそのまま移設をしていないというところがございますので、今回のこの機構改革で移設をするというような形で、県のほうを介してお願いをしたところ、こういう金額の見積もりが出てきたというところがございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 管轄は違うちゅうのはわかりますけども、県から見積もりが出たと言うんですけど、それに、何でこういう金額がかかるのかという異議は申し立てなかったんですか。単なる移設と、その中にメンテナンスとか入っていれば、また若干金額も変わってくるんだろうと思うんですけども、これ、どう考えたって、移設をして配線だけなんですよ。長く使っていなければ、それはメンテナンスやればいい話で、その費用がかかり過ぎるんじゃないかなと言っているんです。

県に対して、そういった、何でこういう費用がかかるんですかという異議申し立てはしなかったんですか。そういった経過をちょっと教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

もちろん、私たちも最初この金額を見たときに、桁が1つ違うんじゃないのかと思いました。単純に考えとったわけでございます。配線を延ばすだけでできるんじゃないのかというぐらいの感覚でした。

見積もりの中に明細がいろいろ載っておるわけでございますが、配線を延ばして、はい、オッケーというものではないということがだんだんわかってきたわけでございますが、その主たる者がデジタル通信化されております。

もちろん、配線設備も必要ですが、そのデジタル配信ということで、実は無線をかなり使っておりますということで、アンテナの問題とか、その他もろもろ調整、それと全国一斉配信をするのがJアラートであるわけでございますが、間違いがあってはならないということで、その機器の設置もそうですが、基本的に大きな距離の移動、今回、1階本館から別館2階に移動させるということで、直線距離的にはそれほどの距離ではないんですが、階段もありますし、2階に上げるということで、実は屋外を回さないといけないという見積もりになっておりました。一度、外

に出さないといけない。結局、コアをあけ、そこに配線を通すという作業もあり、結果、建物の中での作業ではないという部分もございます。

そういったもので、結果、高額な予算になっているというところで、我々も説明を聞くまでは、単純に、配線を延ばすぐらいであれば、桁が1つ違うぐらいの金額で済むんじゃないのかなと思っていたんですが、先ほど申し上げたとおり、無線機器の部分をたくさん使っているというところと、間違いがあってはならないということで、その精査の部分、そういったところでの費用が高額になっているという理由でございました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） こういう金額が出ているんですけども、見積もりした業者というのは、その入札か何かで行われたということですか。それで、そういった別の業者の価格も提示されたのかどうか、その辺で検討されたことはあるんですか。見積もりとか、別の会社、3社なり出たのかどうかちゅうことも、もう一度お答えください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 先ほど申し上げましたが、設置の部分については、それぞれの所管が違います。県防災であれば福岡県がもちろん設置しておりますので、福岡県が入札をした業者が宇美町に設置に来ますということで、見積もりに関しては福岡県が選定した業者からとっております。

本町に関して、この工事を行うに当たっては、県を介しながらの話にはなりますが、基本的には県が設置した業者になるのかもしれませんが、いずれにしても、まだ指名委員会も本町の中では開いておりません、もちろん予算がございませんので。

そういうところで、これから本町の中の指名委員会に諮りながら、その業者選定になるかと思いますが、基本的には、それぞれ所管する国であったり、県であったり、気象庁であったりするものでございますので、そちらのほうが入札して選んだ業者のほうにお願いせざるを得ないというのが答えでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 私、何を言いたいかといいますと、こういった予算を計上する場合に、県が言ったからそのまま税金を使うと、これが一番ちょっと懸念していた材料なんです。言われるままに、県が出した見積もりを宇美町は、じゃあ、これでやりますと。税金はね、やはり、町民から集めた税金をうまく使っていないといけないことなんです。それを、ただ、単なる県が言われたから、そのままやりましたということじゃあね、宇美町の行政って何だろかってなりますよ。やっぱり、これで高かったら高いなりに異議を申し立て、県にもう一度確認をして、

どの業者ですかと3つの見積もりを見せてくださいぐらいの、町としての、やっぱり意思を示さなきゃいけないと思います。

税金はね、町民から集めた税金を我々は使っているわけですから、言われたままにするちゅうのは、本当に言語道断ですよ。そうしないと、財政苦しい、苦しいと言っているばかりではなくて、こういった税金の使い方をやっぱり考えていかないと思います。

今後は、こういった県からの予算の設置について費用を示されたら、やはりもう一度再検討して、何でこんなに高いんですかって、行政として、宇美町として、やっぱり言わなきゃいけないと思いますよ。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） 関連で質問させていただきます。

今回の機構改革に伴って、各課の配置変更に伴い、庁舎内部の改修工事を行うということで約5,000万円の予算が上がっています。そして、このデジタル防災無線とか、無線機の移動で800万円かかると。これは、庁舎の改修工事の約6分の1の予算を占めているんです、この移動だけで。そういうことであれば、その機構改革に伴う庁舎内部の改修工事そのもの自体を見直す必要があると考えますが、そこはどうでしょうか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

機構改革の根本のところの話になりますと、私が回答するのがどうかとはちょっとと思いますが、いずれにしても、これまでにしても議会には丁寧な説明をしながら、これからの第6次の計画の部分で、町長が、宇美町がこれから目指すべき羅針盤といいますか、特に子育てであったり、例えば危機管理であったり、今、これから行わなければならない町政を整理する上で機構改革は必要であるといったところで、今回のこの話になってきております。

それとあわせて、庁舎の寿命の問題、結果20年延伸をするということで、これから、この役場の庁舎、建物につきましては使い続けるといったところで、前回手を入れたのが22年前でございましたので、これから長寿命で使っていく。それと、これからの町が目指すべき町政、そういったところを整理した上で、課の配置、それと住民目線で一番利用しやすい場所、そういったところをいろいろ考えた中で、今回のこの配置になったというところでございます。

非常に高額な金額はかかっておりますが、近隣市町村もやはり、本町と同じく機構改革は行われております。やはり、どこの市町村も子育て、それと危機管理、こういったところにはどこの力を入れております。最近でいけば、近隣の町でいけば、例えば志免町であったり、粕屋町であったり、機構改革が行われる中で、やはり、その危機管理の部分、特に防災の部分については切

り分けをし、それぞれの今まで総務課というひとくくりでやっていたものを単独化するような部署、もしくは、さらに利用がしやすい課と設置——あわせるとか、そういう内容で行っている部分もたくさんあるわけですが、やはり時代の流れの中で、今後20年を見据えた中で、今回のこの機構改革、行うに当たって非常に高額な金額がかかっていると思いますが、庁舎の建てかえを行うという、何十億というお金から見れば、これから20年間を使い続けるという金額については、私は決して高いものではないと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） 私は、機構改革をしないほうがいいのか、そういうことを言っているわけではありません。その機構改革に伴って庁舎内部の改修工事が5,000万円かかるということで、そしてまた、それに伴って防災無線などを移設すると、その金額が全体の改修工事の6分の1に当たると、そういうことであれば、移設しなくてもいいんじゃないかなという考えもあるわけです。そういったところをもう一度再検討するべきではないかと私は言っています。そのところはどうかということを知っているんですが、前段が長過ぎまして、ちょっと私の質問とは異なる回答といいますか、もっと明確にお答えいただきたいというふうに思います。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 長くなってしまっているのは、ちょっと私もいろいろ語りたい部分がありますので申しわけございません。

単刀直入に申し上げますと、今の危機管理課、今、安全安心係と総務課の中で配置しております。それをあの場所に置き続けることにもう無理があるというのが結論です。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この資料綴ですね、まず3番から行きます。

先ほどの防災無線あるいはJアラート、県行政情報通信ネットワークシステム、雨量計、この4つが、さっき言われたとおり、私、桁が1つ違うんじゃないかなというぐらい高いです。とんでもなく高いと思います。

それぞれ発注されると思いますけど、これ、きちんとした免許を持っている業者ならば一括発注でもできるんじゃないんですか。なぜ、国がJアラートの設置した業者、分けなきゃいけないんですか。分ける根拠が明確じゃないです。きちんと免許さえ持っていれば、1つの業者でできるかもしれない。そこは検討したんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） システムの部分の質問であるかと思います。一括発注した

ほうが安くなるのではないのかというところがございます。その資格免許を持っていればどこでもできるだろうという話かなと思いますが、やはり、その専門性というのは全く違います。

庁舎が委託をしている株式会社BCCさん、これに関しましてはあくまでも行政システム、県のほうが発注しているのは松下工業さん、今はパナソニックという名前に変わっておりますが、こちらが入札で選ばれた業者になっております。そちらの見積もりになっておるわけですが、いずれにしましても、その松下さんは県のほう、また国のほう、済いません、Jアラートがパナソニックですね、という形で（発言する者あり）そうです。はい。その松下工業さんのほうが、結果、請負をされていると、一括です。これは全国同じになっているかと思えます。同じものが入っておりますので。

というところで、じゃ、例えば、行政システムのところに発注ができるのかと、全くできないと思えます。専門性が高過ぎる、そういったところがございますので、今回、先ほど申し上げておりますが、それぞれの所管のほうが設置した、設置元の業者と見積もりをとらせていただいているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は、BCCに発注する分を一緒にできないかと言ってないです。この3ページの防災無線とJアラートと県の行政防災システム、あと雨量計ですね、この4つが一括発注できないのかと聞いたんです。それはどうなんですか。それぞれ別の業者に頼むんですか。そこを聞いたんです。BCCのことは聞いてないですよ。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 専門性が違うので、それぞれのところに発注をかけるという形になるかと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） さらに聞いていきます。

この消防無線ですね、これは何で70万円もかかるんですか。無線機でしょ、こんなにかかるわけないです。どういう見積もりのとり方をしているのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） この消防の無線の関係ですけれども、これに関しましては、南部消防が、今、福岡市と統括した中で無線やっております。その無線の機器といいましても、かなり大きな機器になっています。これの移設に関して、いや、無線だから簡単だろうというものではなく、当然ですけれども、配線設備から何からあります。そういったものを移設させないといけない。今、総務課の横の通路のところに置いております。この機器の移動に関して、この金額がかかるという形での見積もりをいただいております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それと、さっき一括発注と言ったのは、それぞれ配線をまた1からやり直すということですよ、それぞれ。そんなことしないで、1本配線を今の総務課のところから、外側でもいい、外づけでも、これでやったら、スーッと線通すだけなんじゃないんですか。これ、やれますよ、それは。幾ら専門性といっても、きちんと業者さん、免許持ってあるわけですからね。なんか、これ、全部それぞれ配管を1からやり直すような感じに聞こえるんですよ。

それと、これ、幾ら国がやった業者とか言いますが、業者の言いなりじゃないですか、これ。きちんと設計はしたんですか。まず、設計をきちんとやっての見積もりをとったのか、ここを教えてください。もう、これ、移動するから幾らかかりますかと、私、そういうやり方したんじゃないかなって気にかかっています。きちんと設計して積算して、これに対して幾らかかるのかという聞き方したんですか。そこを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 先ほど来申し上げておりますが、非常に専門性が高いということで、役場の中の職員の中で、こういったものの設計ができる職員は1人もおりません。外注すると、設計の部分です、設計委託とかいう形であれば可能かと思いますが、それも国または県が設置しているシステムに関して、本町が設計委託をするというのも少しナンセンスの部分があるかと思えます。

そういったところで、答えから申し上げれば、言いなりになっていると言われれば、確かにその分はあるかもしれませんが、出てきた金額に関しては、当然、私たちもその詳細について説明を受けております。事細かに出ております。現場に何人工、どれだけの期間必要なのか、それとか、例えばケーブルがどれだけの長さ必要なのか。

それと、今回の移設に関しましては、庁舎の改修を行う12月28日から1月4日まで、この期間に同時に行いますということで、議員おっしゃいますように、そこそこがそれぞれでやるのではなくて、当然床を剥ぎ、それと、外を回す分に関してはコアをあけ、そういう音が出る作業等についても、役場が休みのときに行うという形になっておりますので、それはどこの業者も同じような形で利用していくような形になるかと思えます。

そういったところで、今、あくまでも見積もりの段階でございますので、今回発注をかけるに当たっては、当然、指名委員会に諮り、業者選定をし、調整できるところ金額についても、もちろん随意契約になるかと思えますので、さらに交渉してまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） どうも、なかなか納得できないですけどね。高いっすよ。当初、これだけの高額な移設費であったり改修費であったりと、要は、最初に機構改革を思い立ったときですよ。

想定していたんですか。ちょっと、そこを回答していただけますか。最初から、これは想定内の金額ですということなのか、いや、想定以上にかかりましたということなのか、そこをまず回答してください、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） この移設に関しては、全く想定しておりませんでした。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） こういったことを想定せずに、もう、私、この間聞きました全協で、財産活用課に。財産活用課だけで9,500万円。総務課関連、これ幾らかかるんですか、総額。財産活用課が上げていた9,500万円プラスの全部で、総額で幾らかかるんですか、そこを回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

財産活用課の分は全員協議会の中で議員が御質問されていて、担当課長のほうから回答されたと思いますが、総務課の分に関しては、本日計上させていただいている予算の中で合計金額は2,127万8,000円でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 最初から、これぐらいかかると想定していない部分も含めて、こんだけかかっているんです。

じゃあ、聞きます。この、これだけ1億円以上のですね、1億1,500万円、この機構改革によって得られる何と申しますかね、費用対効果と申しますか、効果は当然1億円以上の効果があるとお考えなんですか。私はね、そこまでないんじゃないかと思う。とんでもなく混乱しますよ、この後も。そして、また1億1,000万円以上かけて機構改革をやって、費用対効果というのはきちんと検証されているんですか。そこをどういうふうな結論を持ってあるのか、検証結果ですね。回答していただけますか。長くなってもいいですよ、ここは。はい。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 費用対効果の部分でございますが、効果の部分については、これまでも全員協議会の中で、この機構改革のメリット・デメリット、それと、これから目指そうとする宇美町像、こういったところの話を再三再四お話しさせていただいたかなと思います。

時代の流れの中で、子どもの部分については、やはりひとまとめにする。やはり利便性の部分とか相談のしやすさ、それと、例えば保育園から小学校に上がった、小学校から中学生になった、こういったところも一貫的に行っていくには、やはり子ども子育て、学校教育、また、もう1つ広い分野でいくと、やはり教育委員会、社会教育も含めたところでの今後の教育ビジョンという

のは当然必要になってくるんじゃないのかなというお話をしております。

それと、防災の部分についても、四、五年前まで、こんなに大きな災害が起きることは全くあっておりませんでした。宇美町も昭和48年に大きな災害を受けております、洪水災害ですね。その後、平成15年にも大きな災害を受けております。

当時言っていたのは、大きな災害は30年に1回の程度でやってくると言われておりました。次に来るのは、単純に考えたら平成48——45年あたりかなと、何かそんな悠長なことを言っていたこともございます。

ただ、昨今、雨の降り方、また、台風、今回19号が関東のほうにあす、あさって上陸するというような話も出ておりますが、こんな大きな台風が日本列島にやってくると、以前、5年前の私たちは全く想像ができておりませんでした。

そういったところから、東北の震災等で未曾有の災害が起きたりとか、こういったことも含めて、今の日本人は災害に関して非常に考え切れてなかった部分というのがあったのかなと。これを受け、近隣の市町村もですが、本町についても、やはり今後の目指すべきところについては、1つはやはり防災、それと子ども、あと、当然、財政の問題も含めてですけれども、町が目指すべき進路については、ここに力点を注いで、この後期実戦計画の中でやっていきたいと、町長の考え等を踏まえた機構改革になっていると思います。

議員おっしゃいますように、じゃあ、その費用対効果の部分がどうなのかと。これはなかなか数値的には見えにくい部分があるかと思えます。

ただ、単純に、数年前までは庁舎の建てかえというのを、やはり考えていた時期がございました。そのときには、庁舎を建てると複合施設化すれば、30億円、40億円という金額が必要になる。その財源の部分、いろいろ考えた中で、今回のこの役場の延命、長寿命化を考えることが何よりだという結論に達し、今回、この機構改革の中でリノベーション、リフォームを行おうという内容になってきたところは、これも説明を今までしてきたとおりでございます。

単純に20年延伸すると言ってありますが、これが、20年になるのか25年になるのかわかりません。今回使う経費が1億超という高額な予算になってありますが、20年で割り崩せば、年間にかかる費用というのは、何千万という金額になるかなと——すいません、何百万円という金額になるかなと思うところがございますが、それが高いとするのか、安いとするのかというところは非常に見えにくい部分はございます。

ただ、議員も役場にいられているからわかるかと思いますが、やはり窓口の使いづらさ、あと、それと、20年前に設置しておりますので、当時バリアフリーとかいう認識、非常に低かったと思います。

役場に関しては、まだ、いまだに段差もございまして、それとカウンターについても座ってで

きるようにはなっておりますが、隣の人が丸聞こえのカウンターであったり、こういったものに関しては、もう今の時代では、やはり個人情報の問題もございますし、隣の声が聞こえない配慮とかも当然必要になってきております。

そういったことも含めて、今回のリノベーションの中で見直しを図りたい。それと、庁舎内のサインについてもそうでございます。どこに、何をしにいったらいいのかというのも非常に不明確な役場、これについては、やはり早急に見直すべきだと、そういった話の中で、今回、機構改革にあわせ庁舎リノベーション、それと利用のしやすさ、あと、第6次総合計画に向けた町長のこれからある宇美町像、こういったところを明確にしていく上で、今回のこのプラン、予算になったというところでございます。

費用対効果と言われれば、あとはもう、我々がこのかかった分について一生懸命住民のために働く、これがすべてだと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 費用対効果もきちんと検証せずに突っ走ったという感が否めないですね。

あと、今の窓口が全く使いづらいというような話もありましたけれども、私、今のコンシェルジュ方式の窓口、私はコンパクトでいいんじゃないかなと思っています。

それは別にして、もう一点聞きたいのが、BCC、この1社随契ですよ。248万2,000円の予算が組んであります。その下の400——647万9,000円、これ、配線とかをやり直す、これはわかります。全部機の並びも変わりますしね。これはわかりますよ。

ただ、このBCCの1社随契でやる予定の業務、これ所属情報変更などと書いてあります。この「など」がわからないですよ。所属情報の変更以外に何をするんですか。そこを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

庁舎システムの部分で、今回の情報システムの改修関係ですねというところになるかと思えます。資料のほうを見ての「など」という、ちょっと非常にわかりにくい書き方をしたところについては大変申しわけなかったかと思えます。細かく書きますとたくさんございます。

今回行う改修の部分については、機構改革により、文書管理システムと財務会計システムをまず改修をいたします。改修の内容につきましては、決裁ルートを変えるであったりとか、例えば、文書・簿冊管理の処理をしなければならないとか、あと、例えば財務会計の部分については配当がえとか、課が変われば当然行う業務が違う課になれば配当がえ等をしなければなりません。これはもうSEに頼まないといけないジャンルになっております。これにあわせて、出退勤や人事

の給与システム、これについても、課が変われば人の位置も変わりますし、決裁ルート、そういったものもすべて変わります。

また、滞納管理システム、これにつきましても、今回、課の名前が変わりますし、関係する帳票とかそういったものもすべて変わります。こういったものもシステムのほうですべて改修しなければならないというところで、細かいところについては、我々が気づくことができない部分、特に法令であったり、そういったところについてのシステムとの連動性の部分というのをきちんとこのSEのほうに伝え、分析、設計、それとリリースまで、それと、絶対に間違いがあってはいけませんので、それを今回委託するという内容で、事細かに言えばたくさんシステム、町のほうで扱っているそのシステムを今回改修するための予算計上を行っているというものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私はもう係だけ変えればいいと、職員でできるレベルの範囲の仕事じゃないかなと思ったけど、今の説明を聞いて、ああ、そうだなと思いましたけれども、でも高いですよ、248万2,000円とかなり。

見積もりの精査というのはどうやってやりましたか。金額が正しく出ている、それが高いか安いのかの精査、これ誰がやったのか、どのようにやったのかを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

今回、その情報システムの改修に係る見積もり額については、その作業に従事するSEの単価、システムエンジニアですね、の単価、それと作業に必要な作業日数、これらの精査を情報管理係の係長と担当のほうの2名で精査を行っております。

見積もりが出てきた部分について、特にまずSEの単価、システムエンジニアが1日働くと大体基本的には、他の情報システムの導入事業者等の場合は1日当たり10万円、もうこれが相場であるらしいです。

本町に関しましては、今、クラウドサービスということで、9月の定例会の中でもお話が出ておりましたが、宇美、志免、須恵の3町で合同委託をするという形で、クラウドサービスつながっているわけですね、同じシステムを使うということで金額については当然たたいております。

そういうクラウドサービスとかそういった内容もございますので、今、受注を受けていらっしゃる株式会社BCCに関しては、SEの単価を4万5,000円までたたいております。今回の見積もりも、あくまでもこの4万5,000円以内という形で見積もりを精査を行ったというところでございます。

あと、情報システムの改修に係る各作業における作業日数についても、当然、作業明細を提出

させて確認をしております。作業日数の圧縮、それとか、他の作業等共有できる作業については、適宜交渉をして、これはこれと抱き合わせで一緒にできるんじゃないのかというような形で、当然精査をし、見積もりの段階でかなり金額をたたいているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あと、1ページに、一番上、引越業務があります、218万2,000円。私は、職員に全部任せて職員の負担を上げる、これよりは、きちんと業者に委託して、できる分は、やる分は、これはもちろんいいと思います。

ただ、比較検討をきちんとやったのかというのが気になる場所なんです。職員で全部やれる、時間外がどのくらいかかる、それと、引っ越し業者に委託するのとどっちが高いのかという比較検討はされたんでしょうか。私は、さっきも言ったように、職員の負担軽減というのは極力減らすべきだと思います。それを踏まえての質問です。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 失礼します。

引っ越し業務委託料ということで、今、議員のほうから質問がありました時間外と、それと引っ越し業務委託料についての比較、これについては、実際はやっておりません。

ただ、先ほどおっしゃったように、職員の時間外、休日出勤、そういったところがやはり非常に多くなります。また、備品——すみません、事務量、事務処理、そういったところもかなり多うございますので、ここにつきましては、職員の軽減と、事務の軽減ということで、引っ越し業務委託料につきましては予算計上をさせていただいているというところでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。これをもちまして本臨時会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和元年第2回宇美町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時58分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月24日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 脇 田 義 政

署名議員